

令和8年度 芽室町市民後見人養成研修受講者募集要項

認知症高齢者及び知的・精神障がい者など判断能力が低下した方の金銭管理や福祉サービスの契約などを行い、その権利を守るため後見等業務を行うことができる知識・技量・人格を備えた市民後見人を養成することを目的として、芽室町社会福祉協議会主催により実施する市民後見人養成研修（以下「研修」という。）の受講者を募集するため、次のとおり要項を定める。

1 受講者の要件

研修を受講できる者は、次の各項目をすべて満たす者であること。

- (1) 研修終了予定日において、満25歳以上で、現に芽室町に居住する者
- (2) これまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがない者
- (3) 破産していない者
- (4) 芽室町市民後見人養成研修を修了されていない者
- (5) 心身ともに健康で、原則として全ての研修を受講できる見込みがある者
- (6) 養成研修終了後、後見等の権利擁護活動を推進する意欲のある者

2 応募方法

別紙「芽室町市民後見人養成研修受講申込書兼誓約書」に必要事項を記載し、芽室町社会福祉協議会まで郵送又は持参すること。

3 募集期間

令和8年6月8日（月）～令和8年7月22日（水）（必着）

4 定員

10名（申込先着順で定員になり次第締切りとする）

5 受講料

無料

6 受講の案内

募集期間に応募があった者について、受講証とともに研修日程等を送付し案内する。

7 研修日程等

別紙「令和8年度 芽室町市民後見人養成研修カリキュラム」のとおり

8 その他

- (1) 全カリキュラムを修了した者に、修了証を交付する。
- (2) 各カリキュラムに10分以上の遅刻は欠席とする。
- (3) 欠席については補講(ビデオ学習)による代替えが可能。ただし、第1回から第6回の内、カリキュラムの1/3以上欠席の場合は、補講を受けても修了は不可とする。
- (4) 本年度は芽室町の他、音更町、幕別町との合同開催とする。
- (5) 第1回から第5回までの会場は音更町、第6回と第7回の会場は芽室町となる。